

令和 8 年第 6 回
曾於市農業委員會總會議事錄

令和 8 年 6 月 22 日
曾於市農業委員會

第 6 回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和 8 年 6 月 22 日（月） 午前 9 時 00 分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10 番	〇〇〇〇〇	11 番	〇〇〇〇〇	12 番	〇〇〇〇〇
13 番	〇〇〇〇〇	14 番	〇〇〇〇〇	15 番	〇〇〇〇〇
16 番	〇〇〇〇〇	17 番	〇〇〇〇〇	18 番	〇〇〇〇〇
19 番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇				

4 欠席委員

5 議事録署名委員 18 番 〇〇〇〇〇、19 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長兼農地係長	〇〇〇〇〇
	総務係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
	農地係	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
農 政 課	農政係	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日 令和 8 年 6 月 22 日（月） 午前 10 時 30 分

令和8年第6回曾於市農業委員会総会日程

令和8年6月22日（月）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第36号 農地所有適格法人要件届出書について

議案第37号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第38号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について

議案第39号 農地法第4条による許可申請について

議案第40号 農地法第5条による許可申請について

議案第41号 非農地証明願について

議案第42号 農地の用途変更届（200㎡未満）について

議案第43号 農用地等のあっせんについて

議案第44号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和8年9月1日始期分）

議案第45号 曾於市農地利用最適化推進委員の辞任について

(2) 報告

報告第6号 合意解約等の報告

4 その他

令和8年第6回曾於市農業委員会総会

令和8年6月22日（月） 午前9時00分

○事務局 (○○○○○○局長)

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長 (○○○○○会長)

おはようございます。5月、6月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和8年第6回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。18番〇〇〇〇〇委員、19番〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第36号農地所有適格法人要件届出書についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○ 2 番委員 (○○○○○)

[illegible]

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声有り)

○議長（○○○○○会長）

議案第36号農地所有適格法人要件届出書については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第37号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○3番委員 (○○○○○)

[illegible]

○4番委員 (○○○○○)

末吉78号について、6月17日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見

○8番委員 (○○○○○)

○10番委員 (○○○○○)

○15番委員 (○○○○○)

○18番委員 (○○○○○)

○2番委員 (○○○○○)

○3番委員 (○○○○○)

○2番委員 (○○○○○)

財部90号及び91号について、6月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現

地調査を行いました。受人が同一法人であるため、併せて報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人は、今年2月に設立した茶の生産、加工、販売を主な目的とする法人であり、今回、農地所有適格法人要件届出を同時に提出しています。なお、計5筆のうち1筆の登記地目が山林となっていますが、本申請に伴い、受人が事前に耕作可能な状態とし、現況地目が畑となったため、農地法が適用されることとなった次第です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には茶を栽培される予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○5番委員 (○○○○○)

財部92号について、6月16日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は他人ですが、今まで耕作をしてもらっていて、いろいろお世話になったので、是非もらってほしいとのことで贈与になったそうです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

財部93号について、6月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は知人です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○17番委員 (○○○○○)

大した問題じゃないかもしれませんが、考え方をちょっと。財部90号と91号について、新しく土地を購入して茶を植えますよと、それはそれでいいと。去年、一昨年かな、5反ばかりの茶畑を返されたんですよ。利用権設定されていたのを返されて購入すると。以前の茶畑は荒れたまんまなんですよ。あっせんも上がってきてないし、そうしたときに、この地図上もほんのすぐ近くなんですけど。返して、自分のところは、また新しく。その考え方は、そこはそこで切るべきなんですかね。私が言いたいのは、利用権で借りていた畑をよそに返して、新しい所を買って植えるということなんですよ。要するに、利用権設定を解約して荒地になっているのがものすごく引っかかっていて、その返した理由が何かと言ったら、ちょっと高土手で土手が崩れるからということでの話だったんですよ。時がたって返して買う。それはそれで割り切るべきなんじゃないかな。農業委員のその現場の立場としてですよ。そこの利用権設定をしていた所も継続して買うんだったら本当の規模拡大だなと意図があると思うんですけど。ちょっと、あそこの荒地もこの近くなんですけど。そのあたり、ちょっと私があまり考えすぎなのか、ここはもう、それって考えるべきなのか。規模拡大という言葉でここが引っかかる訳ですよ。そういう考え方は、私の方がおかしいのか、どう思われますか。ということを知りたいです。

○事務局 (○○○○○局長)

合意解約されていますので、その農地の管理は所有者の責任になります。受人は、耕作条件が合わないということで合意解約して返したわけですので、そこを受人に言うのはちょっと違うかなと思います。

○17番委員 (○○○○○)

これはこれで分けるべきだと。僕は規模拡大というのは、借りていたのも継続して次に広げていくのが本当の規模拡大という意図があるんですよ。

○事務局 (○○○○○局長)

耕作者からすれば、作業の効率化、集積集約化等、条件によっては解約せざるを得ない場合もできますので、一回借りたらずっと継続していかないといけないということは無理があると思います。解約した農地については、所有者からあっせんの申出をしてもらって、次の耕作者を探していただくことになると考えます。

○17番委員 (○○○○○)

別に反対なわけじゃないんだけど。

○事務局（○○○○○局長）

既に合意解約した農地については、審議対象ではありませんので、今回申請のあった2件について審議していただきたいと思います。

○17番委員（○○○○○）

はい。いいです。

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第37号農地法第3条所有権移転による許可申請については、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第38号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉12号について、6月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、高岡上自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が畑、南が道を挟んで畑、北が山林です。目的実現の確実性は、既に山林へ転用済みです。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、山林を設置する面積1,958㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下するもので適当と思われます。被害防除については特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、既に山林を整備しており、農地への復元も困難であることから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、末吉13号について、6月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、三枝前自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで宅地、南が畑、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、農業用倉庫を設置する面積1,015㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除については特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、農業用倉庫を整備しており、農地への復元も困難であることから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○4番委員（○○○○○）

末吉14号について、6月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、丸山上自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が道路を挟んで畑と雑種地、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、茶工場、搬出入用広場、通路を設置する具体的計画があり、実現確実と思われます。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、茶工場、搬出入用広場、通路を設置する面積1,636㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水は浄化プラントを設置するもので適当と思われます。被害防除については特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農業用施設等に該当し、茶工場、搬出入用広場、通路を整備することから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

大隅15号について、6月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行い

ましたので報告いたします。申請地は、新坂元自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑と宅地、南が畑、北が道路を挟んで雑種地です。目的実現の確実性は、農業用施設が既に整備されています。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、農業用倉庫を設置する全体面積1,663㎡のうち16.68㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等は、雨水のみで自然流下、鶏糞は定期的に処分するもので適当と思われます。被害防除については特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、農業用施設を整備しており農地への復元も困難であることから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

財部16号について、6月10日に私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、日光自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで畑、西が山林、南が道を挟んで畑、北が山林です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、山林へ転用する面積2,933㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等は、雨水のみで自然流下するもので適当と思われます。被害防除については特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、既に山林を整備しており農地への復元も困難であることから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

財部16号について、クヌギを植林されるということですが、4m以上離して植林するように指導はされているんですか。

○事務局（〇〇〇〇〇〇）

緩衝地の指導というのは、既に行っていて確認もできているところです。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

よろしいですか。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

もう一つ、末吉12号の山林の始末書付きのやつですね。これも元のままなんですか、ある程度離して植えてあるんですか。

○事務局（〇〇〇〇〇〇次長兼農地係長）

現地調査をした際、隣接する農地からの4mはなかったんですけど、営農には支障はないと判断したところです。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第38号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第39号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉4号について、6月10日に私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いました。本件は、議案第38号農振変更申請の末吉12号と同時申請であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、山林として整備しており農地への復元

○2番委員 (○○○○○)

○3番委員 (○○○○○)

○議長（○○○○○会長）

(「なし」の声あり)

(「異議なし」の声あり)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達すること

○議長（○○○○○会長）

○3番委員 (○○○○○)

○ 2 番委員 (○○○○○)

○議長（○○○○○会長）

(「なし」の声あり)

○議長（○○○○○会長）

(「異議なし」の声あり)

○議長（○○○○○会長）

○議長（○○○○○会長）

○推進委員 (○○○○○)

○議長（○○○○○会長）

(「なし」の声あり)

○議長（○○○○○会長）

(「異議なし」の声あり)

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで、10分間暫時休憩いたします。

（休憩：午前9時50分）

（再開：午前10時00分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開します。次に、議案第43号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉60は、15番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉61は、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉62及び63は、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅64及び65は、3番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部66及び67は、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○8番委員（○○○○○）

末吉61は成立です。

○議長（○○○○○会長）

末吉61は成立ということです。

○5番委員（○○○○○）

財部66について、農地パトロールは私達が回るんですけど、範囲は○○○○○委員の所ですので変更をお願いします。

○議長（○○○○○会長）

それでは、財部66は、6番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○9番委員（○○○○○）

末吉62は成立です。

○議長（○○○○○会長）

末吉62は成立だそうです。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉26は継続をお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉27も継続をお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉29、30も継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉31、32、33も継続をお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉34、35も継続をお願いします。

○18番委員（○○○○○）

末吉36は打ち切りをお願いします。

○11番委員（○○○○○）

大隅37は継続をお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部38も継続をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉40も継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉41、42も継続をお願いします。

○2番委員（○○○○○）

大隅45、46も継続をお願いします。

○14番委員（○○○○○）

大隅47も継続をお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部48は打ち切りをお願いします。

○17番委員（○○○○○）

財部49、50は継続でお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉51も継続でお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉53、54、55も継続でお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉56も継続でお願いします。

○13番委員（○○○○○）

大隅57も継続でお願いします。

○19番委員（○○○○○）

大隅58も継続でお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部59も継続でお願いします。

○議長（○○○○○会長）

大変御苦労様でした。継続については、引き続きよろしく願いいたします。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第44号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年9月1日始期分を議題といたします。

○議長（○○○○○会長）

事務局から説明をお願いします。

○事務局（○○○○○局長）

議案第44号の促進計画案について御説明いたします。議案書は、A3判の別冊資料となっております。まず、農地中間管理権及び利用権設定についてであります。1ページから7ページまでは、一括方式で80件、155筆。このうち、議事参与の制限に該当するものが1件、2筆であります。8ページは、農地中間管理機構からの貸付けに係る受け手の変更で、1件1筆であります。次に、所有権移転についてであります。9ページ及び10ページは、一括方式で14件、26筆。このうち、議事参与の制限に該当するものが1件、1筆であります。11ページは、農地中間管理機構からの売渡で、3件、3筆であります。12ページは、令和8年9月1日始期分の集計表であります。13ページ及び14ページは、令和8年6月1日始期分の利用権設定の取下げの報告と、それに伴う確定後の集計表となっておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（○○○○○会長）

本件については、議事参与制限に該当する農地中間管理権及び利用権設定の一括方式499及び所有権移転の一括方式17を除いて、審査して差し支えありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理権及び利用権設定と所有権移転について、質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第44号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年9月1日始期分は、議事参与制限に該当する2件を除いて、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は議事参与制限のため退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式499について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第44号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年9月1日始期分の農地中間管理権及び利用権設定の一括方式499は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(〇〇〇〇〇委員 復席)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ここで、〇〇〇〇〇委員は議事参与制限のため退席願います。

(〇〇〇〇〇委員 退席)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

続いて、所有権移転の一括方式17について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第44号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年9月1日始期分の所有権移転の一括方式17は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(〇〇〇〇〇委員 復席)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第45号曾於市農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題といたします。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

事務局から説明をお願いします。

○事務局 (〇〇〇〇〇局長)

議案第45号推進委員の辞任について御説明いたします。議案書の22ページになります。末吉地区の〇〇〇〇〇推進委員から、令和8年6月10日付けで、一身上の都合により、本年6月30日をもって辞任する旨の届出がありました。農業委員会等に関する法律第23条の規定により、推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができることとされています。また、辞任の理由が正当であるかどうかについては、農業委員会が、社会通念に従い、一般の良識に基づいて判断することになります。当該推進委員の辞任の理由は、県外へ転出する予定であるためというものです。審議内容に関する説明は以上ですが、関連する今後の取り扱いについて、続けて説明いたします。今回、辞任について同意いただいた場合、当該推進委員は欠員となります。曾於市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第10条の規定により、農業委員会は、推進委員が罷免、失職又は辞任により欠けたときは、この規則に定める手続により、速やかに推進委員の補充に努めなければならないとされています。補充された推進委員の任期は、前任者の残任期間となります。しかし、本市においては、本年が改選の年であり、7月から改選に向けた推進委員候補者の募集手続を開始する予定としています。このため、欠員補充を行う場合であっても改選手続と時期が重なることから、補充ではなく改選により対応することになります。この場合、当該推進委員の担当区域には一時的に欠員が生じることとなるため、その間は同区域の農業委員に担当していただくこととなります。ただし、当該区域については、7月20日以降の農業委員もまだ決定しておらず、現在、農業委員候補者の再募集を行っているところです。農業委員会等に関する法律第10条第1項の規定により、委員の任期は3年とされていますが、同条第2項の規定により、その任

期が満了した後であっても、後任の委員が就任するまでは、引き続きその職務を行うこととされています。また、農業委員は、市全域における農地利用の最適化について責任を負うこととされており、状況によっては、その間、近隣の農業委員及び推進委員が連携し、当該地域の農業者に支障が生じないよう活動していただく必要があります。以上の点につきまして、ご理解くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の説明に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第45号曾於市農地利用最適化推進委員の辞任については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に、報告第6号合意解約等の報告については、議案書の23ページから27ページまでを御覧ください。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

その他で何かありませんか。

○11番委員（〇〇〇〇〇〇）

バンク法に係る大隅支所産業振興課の対応について

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に、事務局から事務連絡をいたします。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

6月、7月の行事予定等について

○事務局（〇〇〇〇〇〇総務係長）

タブレット更新、活動日誌の提出等について

○事務局（〇〇〇〇〇〇次長兼農地係長）

農地パトロール結果の提出、農家相談等について

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

以上で、令和8年第6回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

御起立願います。一同礼。御苦勞様でした。

令和8年6月22日（月） 午前10時30分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員